

台風接近に伴う臨時休業措置

(生徒手帳P. 20の内容)

足立区に警報が発表されている場合、以下1から6のように対応する。

なお、他区に在住している場合は、その区および通学経路にあたる区について発表されている警報についても同様に対応すること。

1. 午前7時の時点で、次にあげる警報の一つ以上が発表されている場合、自宅待機とする。

・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報

* 警報発表の状況は

① NTTの気象情報案内（03-177番）

② 気象庁のホームページ（防災気象情報）

<http://www.jma.go.jp/warn/319/table.html>

で確認すること。その他の情報源では、発表されている警報をすべて必ず放送するとは限らない。

2. 午前8時の時点で警報が解除されている場合
3時限目以降の授業を行う。
3. 午前11時の時点で警報が解除されている場合
5時限目以降の授業を行う。
4. 午前11時の時点で警報が継続している場合
臨時休業
5. 登校する場合、自身の安全確保を最優先することとし、無理な登校はしないこと。
6. 緊急の用件以外で、学校への電話はかけないこと。